

## 議会運営委員会要点記録

○開会日時 令和2年11月24日(火) 午前10時

○場 所 伊東市役所第2委員会室

○出席委員 6名

1番	青木敬博君	2番	長沢正君
3番	四宮和彦君	4番	宮崎雅薫君
5番	大川勝弘君	6番	重岡秀子君

○出席議員 6名

議長	佐山正君	副議長	中島弘道君
議員	杉本憲也君	議員	井戸清司君
〃	篠原峰子君	〃	佐藤周君

○オブザーバー 5名

議員	田久保真紀君	議員	仲田佳正君
〃	鈴木絢子君	〃	浅田良弘君
〃	石島茂雄君		

○出席議会事務局職員 5名

局長	富士一成	局長補佐	森田洋一
係長	鈴木綾子	主事	福王雅士
主事	山田拓己		

○会議に付した事件

- 1 市議会申し合わせ事項の一部改正について
- 2 市議会12月定例会の運営について
  - (1) 特別委員会中間報告について
  - (2) 議案の付託、即決について
  - (3) 人事案の取扱いについて
  - (4) 請願、陳情の取扱いについて
  - (5) 一般質問について
  - (6) 会期及び日程について
  - (7) その他
- 3 意見書について
- 4 その他

- (1) 令和2年度議会費12月補正予算について
- (2) 伊東市議会新型コロナウイルス等感染症対応マニュアルについて
- (3) その他

---

○会議の経過概要

○委員長（宮崎雅薫君）開会する。

---

○委員長（宮崎雅薫君）日程第1、市議会申し合わせ事項の一部改正についてを議題とする。

事務局長から説明いたさせる。

○事務局長（富士一成君）それでは、市議会申し合わせ事項の一部改正について説明する。

資料1ページ及び2ページをご参照願いたい。

本件については、去る9月25日に開催した議会運営委員会において、正風クラブから提案されたもので、今回の議会運営委員会までを調整期間としていたことと併せ、17日の代表者会議での協議を経て、改めて、提案するものである。

改正の内容としては、申し合わせ事項3 予算・決算大綱質疑についての(10)の本文の後ろに、「ただし、会派に所属していない議員による質疑は、自己の所属する常任委員会が所管する内容に及ぶことができない。」を加えるものである。

以上である。ご協議のほどお願いする。

○委員長（宮崎雅薫君）市議会申し合わせ事項の一部改正について、質疑、意見を伺う。発言を許す。

○6番（重岡秀子君）私の問題意識としては、大綱質疑と委員会での質疑は位置づけが同じなのか、そこを議論しないとこのことは決められないのではないかと思う。

○委員長（宮崎雅薫君）大綱質疑と委員会の質疑について、質疑としては何も変わりはない。前にも質疑と質問の関係で皆さんに資料を配ったが、質問の時には、ある程度意見は必要であるが、質疑の時には、簡潔・明瞭に自己の意見を述べない。後の討論で自己の意見を申し述べてもらうという資料をお渡しした記憶がある。その辺の議論と今回の議論は少し違うと思う。特にそここのところでは何か議論をしなければならないということはないと思う。

○6番（重岡秀子君）質疑と質問の話ではなくて、自己の委員会のことは委員会でやればよいということになると、大綱質疑そのものが必要ない。そういう感じになってしまわないか。大綱質疑は本会議場で市長が答弁するものである。この経過であるが、その時にいた人がもう多くはないが、私も2011年から、会派に所属していない議員として4年間いた時の話であるが、会派には代表質問というものが1時間半あって、それ以外に、今の補正予算の質疑と同じ

ように自席で行う、各款は4回までという、そういうのがあったわけで、その自席で行う質疑そのものが壇上で行う大綱質疑になったのか、それとも代表質問の意義も兼ねて行うことになったのか、そこの記憶はないが、やはり壇上で大綱質疑を行い、市長の答弁を得るということは代表質問的な意味も含まれていて、やはり予算・決算の中で、賛否に関わるような——賛成するなら賛成するで、ここはすごく良い事業だということを詳しく聞くというような、本会議場で少し明らかにする、市長もいる中で壇上で行う大綱質疑は、委員会の質疑と若干、意味合いが違うんじゃないかと。同じであるならば、全部委員会の質疑で良いのではないかと。

○**委員長**（宮崎雅薫君）今の意見であるが、まず、壇上で行う質疑は、市長が答弁するということの決まりはない。誰が答弁をするかということを議員側から限定することはできない。今の伊東市議会の大綱質疑や一般質問というのは、第一質問についてはほとんど市長が壇上で答弁を行う。第二質問以降は、部長、課長が中心で行っている。委員会についても、特に誰がというのはなく、市長の意見を求めたいというのは過去にも実際にあった。特に、理事者側の誰が答弁を行うというのは議会ルールにはない。予算・決算の質疑は、現在は大綱質疑として存在するが、質疑については、自己の所属する委員会所管の質疑は行わないというような暗黙の申合せがあり、今現在もそのように取り扱っており、もし、自己の所属する委員会所管の質疑がある場合は、議長に注意をされると。これは申し合わせ事項には何もないが、このようなことで、代表質問制を予算・決算の時は大綱質疑制としたわけであるが、そういうときの不文律がそのまま生きており、自己の所属する委員会所管の内容については大綱質疑はしない。ただ、会派を代表して行う場合には、ほかの委員から、こういう質問をしてくれというようなことがあった場合は自己の所属する委員会所管の内容にも及ぶときがある。そういうことで試行を繰り返したときに、会派の場合には、複数の議員が委員会に所属しているので、自己の所属する委員会所管の質疑も仕方がないということで(10)を作ったわけであるが、今回のようなことがあると、文言としてはっきり残したほうが良いのではないかとということで、そのような趣旨で提案をした。

○**3番**（四宮和彦君）まず、現在の予算・決算大綱質疑は持ち時間制になっている。会派に所属していない議員の場合は、わずか25分という非常に短い質疑時間になっているわけで、従来の代表質問のような、十分な時間をとってやるものとは違っているということもある。実態に合わせて考えると、例えば、所属する委員会の内容に触れるというのは、質疑者にとっても時間をもたないということがまずあるだろうと思う。委員会の中で自由に質疑ができるわけであるから、わざわざそこで時間を使わないで、所属していない委員会の所管事項について追及したほうが、大綱質疑をやっていく上では、有意義な時間になるのではないかとということがまずあると思う。おおむね、そういう点で言えば、所属する委員会の事項については触れない

ようにしようというのはわからなくはないが、それは、質疑を行う議員本人が、考えればよいのではないかと思う。それと、このところ、常任委員会についても公開性を高めるということで、要点記録ではあるが、委員会の審議内容を公開するようにしてきている。であれば、自分の委員会の所管事項については、これだけのことを委員会の審議でやっていますということは公開されるので、壇上で行わなくてもどのようなことをしているのかというのをアピールできるのではないかと思う。私が考えるには、「及ぶことができない」まで言い切らなくても良いのではないかと思う。「自己の所属する常任委員会の内容については及ぶことがないよう配慮する」程度にとどめて、本人の自覚に任せればいいのではないかという気がするが、いかがか。

○委員長（宮崎雅薫君）1つ目であるが、この予算・決算の大綱質疑制度であるが、1つは、深夜に及ばないような議会運営を行うというところから代表質問と大綱質疑を一本化して始まったが、代表質問というのは会派しか質問できなかった。会派に所属していない議員にとっては、代表質問の機会はなかったわけであり、大綱質疑と合わせたときに、議員1人1人の発言の場がなくなるというのはおかしいということで、議員1人20分という時間配分で予算・決算の大綱質疑制度を運営するようになったが、会派に所属していない議員は、20分ではあまりにも短いということで、それから2人会派にも5分を追加するというような形で、今現在に至っているというのが私の記憶である。

「内容に及ぶことができない」ではなくて「及ぶことがないよう配慮する」という文言の修正案があったが、文言含めて、改めて委員の皆さんにご意見を伺いたいと思う。

○6番（重岡秀子君）私が、会派に所属していない議員のときに、どんなことを大綱質疑でやっていたかを少し見てみたが、総務委員会に所属している人も、質疑が3つあった内の2つは総務委員会の所管だったりと……。先ほど言われたように、代表質問と大綱質疑を一体化したので、その20分の間で、例えば、市長の姿勢を問うような質疑も、総務的な全体に及ぶようなことも質疑した。これは、代表質問を兼ねたものだというような認識で大綱質疑を捉えていたので。例えば、自分は観光の委員ではあるが、今回の予算を評価する上で、観光の中で質疑して、そこを深めて課題を出して、予算全体の中でそこが重要であるならば、市長の姿勢が問われるものだとか、評価できるものだと判断したら、そこを質疑しても良いのではないかと思う。25分間ではいくつもできないが、本会議場で行う質疑はそれなりの意味があり、委員会とは違うのではないかと思う。なので、あまり制限を加えるべきではなくて、先ほどの四宮委員のように、せっかくの機会は自分が所属していない委員会のことをやったほうが良いのではないかというのは確かにあると思うが、申合せで決めるほどではなく、こういう場で議論するほうが大切ではないかと思う。

○委員長（宮崎雅薫君）改正の必要はないということか。

- 6番（重岡秀子君）申合せに明記するほどのことではない。
- 委員長（宮崎雅薫君）重岡委員の意見の中で、過去に総務委員会に所属している議員が総務委員会の内容に及んだというのは誤解があるかと思う。市長の姿勢を問うような質問をされていたのではないかと思う。委員会の事項についてであれば、その時の議長が注意をしているはずである。その記録を見たわけではないが、市長の政治姿勢ということであれば、それは総務委員のところも含まれる可能性はある。特に予算、決算は歳入の関係で総務委員会の所管が圧倒的に多いわけであるので、そういうことではないかと思う。過去にも及んだことがないというような認識をしている。
- 重岡委員の意見としては、改正の必要はないということによろしいか。
- 6番（重岡秀子君）ここでこういうことを議論した意味はあると思うが、申合せに明記する必要はないと思う。
- 議長（佐山 正君）先ほどの四宮委員の意見のように、文言をもう少し柔らかくして、「極力控える」であるとかそういうことであればよろしいのではないかと思う。
- 2番（長沢 正君）ここははっきりさせておいて、明記しておいたほうがよいと思う。実際行われている以上、やはりここを明記することは重要であると思う。
- 5番（大川勝弘君）委員長の説明でこれまでの経過はわかった。会派しかできなかったものができるようになった。今回、大綱質疑で委員会所管の質疑ができると、同じことを委員会で繰り返す可能性がある。それに意味はあるのかもしれないが、全員で行うべきことなのか。文言に関しては継続審議で、次回まで延ばしてもう一度議論してみるのがよいかと思う。
- オブザーバー（田久保眞紀君）まず、質問をするが、「ただし」という接続詞で、「ただし、会派に所属していない議員による質疑は」と限定されるわけであるが、会派に所属していない議員が質疑すると生じるが、会派に所属している議員が質疑すると生じない問題そのものは、どういう問題があるのか。具体的にご教授いただきたい。それが分からないといいも悪いも分からない。
- 委員長（宮崎雅薫君）先ほど重岡委員にも申し上げたが、例えば、3人会派だと3つの委員会に所属するわけである。大綱質疑をする際に、総務委員の人が代表して質疑するとなった時に、その人は総務委員会に所属しているので、総務委員会所管のことは質疑できないが、観光建設や福祉文教に所属している委員から、大綱質疑の時に総務委員会所管のことを聞いてくれないかと、会派ではそういう可能性がある。その時に、総務委員の人が総務委員会所管のことを大綱質疑で行うというのは可能性としてある。
- オブザーバー（田久保眞紀君）まだ新人なので、会派というものの解釈がもしかしたら違うのかもしれないが、会派の中にも所管の委員会の人がいて、その人から頼まれれば質疑できると

いうことはやはり、会派の中でも、委員会のできるということは変わらぬか。その理論で言うと、会派の中に、例えば、観光建設委員の私が、代表の方をお願いをして、質疑をしていただくということになると、委員会のできるのは会派もできるので、そこにどういふ違いが出てくるのかが分からない。

○**委員長**（宮崎雅薫君）改正した時のメモも記録もないが、その議論は多く出たと記憶している。ただ、その時に、代表質問制を外したので、大綱質疑の時にそれもできないというのはあまりにも会派を縛らないかというようなことで、会派は仕方がないということで、現行の申し合わせ事項のようにしたわけである。ただ、個人でやる場合は違ふだろうと。当時、個人でやる場合の配慮まではしなくて、大綱質疑は自己の所属する委員会のものはできないからということで、それは当たり前ということでこのような文言にしたという記憶がある。田久保議員が言っていることも当たり前で、ただ、文言としてはこういうことにその当時はなつた。申し合わせ事項なので、いろいろな事例が起こると、その都度、代表者会議や議会運営委員会で協議をしてきた。特に、期が変わると、19期の議員はこれからまだ3年間は話合いをして申合せをすればいいが、例えば、20期になつた時に、文言にないことが出てくると、やはり、文言にないのしょうがないのか、あるいは質疑事項ができたときに、不文律でやっていることが通ればそれに越したことはないが、そういった時に、1つずつその問題に対して対処をしていこうと。基本的には、皆さんに示した提案の理由にも書いたが、伊東市議会は会派制を取つているので、会派を重視した運営となる。それから所属していない人にも発言の権利はあるので、その権利も尊重していかなくてはならないというようなことで、それでも、ルールとして申合せを変更する必要があるのではないかというようなことで提案をさせていただいた。

○**オブザーバー**（田久保眞紀君）分かつた。そうなると、例えば、この申合せの文言、単体で整合性が取れていないと、そこにいろいろな背景があるのだろうが、この文だけで読んだ時には、会派に所属していない議員だけができないという限定した文言になる。そうなると、確かに伊東市議会は会派制を取つていることに関しては、それはもう伊東市議会の中でそういうふうにしてるので分かるが、基本的には、議員には平等性の原則というのがあると思うが、そこについて、中ではどうなつているかは別としても、この文言だけを読むと、その平等性が保たれていないかのような文言になると思うが、それについてはどうか。

○**委員長**（宮崎雅薫君）私、個人の見解であるが、自己の所属する委員会の質疑は委員会のできるわけである。それで平等性は保たれているという意見である。このことは研究したことはないが、自己の委員会の質疑機会については担保されているというのが大前提であるから、このような提案を会派としてさせていただいた。

○**オブザーバー**（田久保眞紀君）現実としてどうであるかというよりも、この文言自体が、申合

せとしてしっかりと載ってくるわけである。そうなった時に、文言単体としてみた時に、ただし、会派に所属していない議員がすることができないと限定されるということに問題があるのではないかと思うが、いかがか。

○**委員長**（宮崎雅薫君）この申し合わせ事項を変更するかどうかということなので、もし、田久保議員が、この文言は平等性から外れているのではないか、この改正は必要ないのではないかとか、そのような意思の表示をしていただけるとありがたい。

○**オブザーバー**（田久保眞紀君）この文言として残るということになると、会派に所属している議員はできる。ただし、会派に所属していない議員ができない。という文言に関しては、議員の平等性の原則に反すると思うので、申合せの改正として賛成はできない。

○**オブザーバー**（浅田良弘君）先ほどから違和感がある。委員長である宮崎委員が質疑に対して答えられている。正風クラブの代表ということでもあるからだろうが、やはり委員長として、そこら辺はどうなのか。これについての議論ではないのでいいが、一つ違和感を感じた。

委員長と私は年数的には同じで、これまでの経緯もうっすら覚えている。先ほどから重岡委員への答弁も含めて聞いていると、その当時のことはあまりピンとこないが、議場の答弁は市長が答えているが、委員会の中では市長がいないと。以前は市長も委員会に出席していたという話は聞いているが、先ほど委員長が答えていた中に、委員会の中では、部長や課長が答弁をする。それは、市長がいないので、それを議場と委員会を一緒にしているというのが……。

○**委員長**（宮崎雅薫君）今回の申し合わせ事項の改正とは少し違う話である。申し合わせ事項の改正の内容について限定していただけないか。

○**オブザーバー**（浅田良弘君）分かった。では、実際にオブザーバーは議決権がない。その中で、賛成か反対かを問うというのも疑問である。

○**委員長**（宮崎雅薫君）この改正案についてどういう意見があるか。文言を変えたほうがいいであるとか、それを質疑、意見の中で聞いていかないと。皆さんに聞かなければいけないのでそれを聞いている。

○**オブザーバー**（浅田良弘君）それを一言で、よいか悪いかでそういう判断をしてくれということだけか。

○**委員長**（宮崎雅薫君）この改正は必要ないであるとか、先ほどのように、「配慮すべきである」に変えるとか、そういうような意見をいただかないと次に進めないわけである。

○**オブザーバー**（浅田良弘君）わかった。私は対象者になるので、今回、正風クラブが提出した提案については、やはり賛成できない。現状のままでよいと思う。申し合わせ事項の改正は基本的には全会一致がないとなかなか改正してもどうなのかとも思う。

○**委員長**（宮崎雅薫君）ほかに、質疑、意見はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

この一部改正については、ただいま協議をしたが、委員及びオブザーバーから意見があり、今、この場でまとめるということになると、その他の日程もあるので、意見を頂くことにとどめ、また皆さんもこの意見を認識していただき、次の代表者会議、議会運営委員会でまた意見を頂き、もう一度審議をすることとしたい。これに、ご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

以上で日程第1、市議会申し合わせ事項の一部改正についてを終了する。

---

○委員長（宮崎雅薫君）日程第2、市議会12月定例会の運営についてを議題とする。

(1) 特別委員会中間報告についてから(7) その他まで、事務局長から説明いたさせる。

○事務局長（富士一成君）順次、説明をさせていただきます。

(1) 特別委員会中間報告についてである。前定例会以降に開催された新型コロナウイルス感染症対策特別委員会の中間報告を、初日の本会議において願います。

次に、(2) 議案の付託、即決についてである。資料の3ページから6ページまでをご参照いただきたい。当局提出議案については、条例3件、単行議案14件、補正予算7件、人事案件1件の合計25件である。それぞれの提出議案について、その概略を説明する。

まず、市議第33号 伊東市一般職の職員の給与に関する条例及び伊東市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例である。令和2年人事院勧告及び静岡県人事委員会勧告において、期末手当の0.05月分の引下げが勧告されたことに伴う改正である。令和2年12月の期末手当を1.30月から1.25月に引き下げ、令和3年度以降は、6月期、12月期とも1.275月に改めるもので、公布の日から施行となるが、6月期、12月期ともに1.275月に改正する規定は、令和3年4月1日から施行となる。なお、期末手当の基準日が12月1日であることから、今定例会開会日の11月30日に議決いただきたいとのことであるので、即決で願います。

次に、市議第34号 伊東市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例である。指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令が公布されたことに伴う改正で、指定居宅介護支援事業所の管理者について、主任介護支援専門員の確保が著しく困難であるなど、やむを得ない理由がある場合は、管理者を介護支援専門員とする取扱いを可能とするとともに、令和3年3月31日時点で、主任

介護支援専門員でない者が管理者である指定居宅介護支援事業所については、管理者要件の適用の猶予期間を令和9年3月31日まで延長するものである。令和3年4月1日からの施行であるが、管理者要件の適用の猶予については公布の日から施行となる。常任福祉文教委員会付託をお願いする。

次に、市議第35号 伊東市国民健康保険税条例及び伊東市介護保険条例の一部を改正する条例である。国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に伴う、本市の国民健康保険税及び介護保険料の減免の実施について、制度の明確化を図るため、条例において、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に対する国民健康保険税及び介護保険料の減免対象及び申請期間の特例について定めるものである。公布の日からの施行となるが、改正後の規定の適用については、令和2年2月1日からとなる。常任総務委員会及び常任福祉文教委員会の所管にまたがっているが、国民健康保険税条例の改正部分が大半を占めることから、常任総務委員会付託をお願いする。

以上、当局提案の条例案3件に続いて、議員発議の条例案1件について申し上げる。

発議第5号 伊東市議会議員の期末手当の支給の特例に関する条例である。コロナ禍における市内経済状況及び市職員の人事院勧告に伴う期末手当の減額を踏まえ、今年12月支給の市議会議員の期末手当の5%を減額する条例案が11月13日、各会派の代表者及び会派に所属していない議員5名を発議者として議長に提出された。定例会初日、市議第33号の表決の後に上程し、市議第33号と同様の理由から即決とさせていただくが、各会派及び会派に所属しない議員全員による共同提出の議案であるので、申合せに基づき、説明、質疑、討論を省略し、前例にならい、簡易採決での決定をお願いする。

続いて、単行議案14件についてであるが、市議第36号 伊東市児童・身体障害者福祉センターはばたき、伊東市中央児童館及び伊東市玖須美児童館の指定管理者の指定について、市議第37号 伊東市重度障害者デイサービスセンターひだまりの指定管理者の指定について、市議第38号 伊東温泉観光・文化施設東海館の指定管理者の指定について、市議第39号 宇佐美漁港、富戸漁港、八幡野漁港及び赤沢漁港の指定管理者の指定について、市議第40号 伊東高等職業訓練校の指定管理者の指定について、市議第41号 伊東市シルバーワークプラザの指定管理者の指定について、市議第42号 伊東市立八幡野保育園の指定管理者の指定について、市議第43号 宇佐美コミュニティセンターの指定管理者の指定について、市議第44号 小室コミュニティセンターの指定管理者の指定について、市議第45号 八幡野コミュニティセンターの指定管理者の指定について、市議第46号 富戸コミュニティセンターの指定管理者の指定について、市議第47号 伊東市生涯学習センター池会館の指定管理者の指定について、市議第48号 伊東市生涯学習センター赤沢会館の指定管理者の指定について、市

議第49号 伊東市生涯学習センター荻会館の指定管理者の指定について、以上14件については、各議案ともそれぞれの公の施設の名称を冠した議案となっているのでお手元の資料により確認いただき、この場における説明は省略させていただきます。

これら単行議案は、地方自治法第244条の2第6項及び伊東市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第6条第1項の規定に基づく指定管理者の指定であり、そのうち、市議第36号、市議第38号及び市議第42号の3件に関しては同条例第2条の公募、これ以外の11件に関しては同条例第5条の特例による指定管理者の指定を行うもので、指定管理の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間となる。それぞれ委員会付託を省略し、即決の扱いをお願いするが、市議第37号以外の指定管理に係る予算措置については今回の一般会計補正予算（第8号）で債務負担行為の設定をするため、本会議では債務負担行為の設定を含む補正予算の付託後に1件ずつ上程し、それぞれ説明から質疑までにとどめ、最終本会議においてこれら債務負担行為の設定をする補正予算の決定をいただいた後に、それぞれ討論、採決を行う扱いとさせていただきたいと思う。なお、市議第37号については、利用料金制での運用であることから、債務負担行為の設定がないため説明から質疑、討論の後、採決までお願いする。また、債務負担行為の設定が、市議第43号から市議第46号までの4件については伊東市コミュニティセンター指定管理委託料として、市議第47号から市議第49号までの3件については伊東市生涯学習センター指定管理委託料としてまとめているので、それぞれ一括議題、一括質疑とさせていただきたいと思う。

次に、補正予算7件についてである。まず、市議第50号 令和2年度伊東市一般会計補正予算（第8号）である。補正予算の規模は、2億2,081万円の追加で、補正後の額を、358億5,018万6,000円とするものである。本補正予算の主な内容として、第1に、各種事務事業の整理、第2に、不足が見込まれる扶助費等の追加、第3に、競輪事業収益金を活用した市内経済活性化策や各教育施設の修繕や設備の整備などに係る経費を計上するとともに、歳入においては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、固定資産税や入湯税などの市税の大幅な減収が見込まれることから市税収入の減額を行うものである。

主な補正内容は、歳出の総務費において、国の特別定額給付金給付事業の完了に伴う事業費の整理や社会保障・税番号制度に係るシステム改修経費の追加を、民生費では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により相談件数が増加していることから、生活困窮者自立相談支援事業委託料の増額や、利用者数の増加に伴い不足が見込まれる自立支援給付費や障害児給付費を追加するとともに、八幡野保育園の指定管理委託料の追加や、競輪事業収益を活用し、市立保育園の施設の改修経費を計上するものである。

衛生費では、ゴミ処理に必要な消石灰や活性炭などの消耗品や焼却炉の補修材料の不足が見

込まれることから購入経費を追加するとともに、制度が拡充されたことにより申請件数の増加が見込まれる、ねこの去勢・不妊手術補助金の追加を、観光商工費では、新型コロナウイルス感染症対策として実施した予防対策協力金事業の完了に伴う事業費の整理や、競輪事業収益を活用し、市内経済活性化策としてプレミアム付商品券事業の第2弾を実施するための経費を計上するものである。

教育費では、国の基準単価の改正及び新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、放課後児童クラブの開所時間が延長されたことに伴い放課後児童健全育成事業委託料を増額するとともに、競輪事業収益を活用し、市内小中学校の特別支援学級の教材購入費や、西小・旭小のLAN環境の整備経費、GIGAスクール構想加速化に併せて実施する中学校の電子黒板購入経費、さらには荻幼稚園の雨漏り修繕経費や図書館、市民体育センター及び学校開放事業における物品の購入経費や施設の改修経費を計上するものである。

また、資料に記載はないが、歳出各款にわたって、人事異動などに伴う人件費や会計年度任用職員に係る経費の整理についても行うものである。これらの歳出を賄う歳入として、補正する事業に見合った国県支出金や福祉基金繰入金の計上のほか、交付金額が確定した地方特例交付金や普通交付税の増額を、また収益の増加が見込まれる競輪事業特別会計益金収入を増額するとともに、財政調整基金からの繰入金については減額するものである。なお、14の公の施設の指定管理委託料をはじめ、観光宣伝事業、プレミアム付商品券事業、学校給食センターの調理運搬洗浄等業務委託料及び同センターの機械器具借上料について、計18件の債務負担行為を設定することとしている。

本会議における質疑については、4つに区分し、1つ目として歳出第1款議会費、第2款総務費、第3款民生費及び第4款衛生費の4款、2つ目として第5款労働費、第6款農林水産業費、第7款観光商工費及び第8款土木費の4款、3つ目として第9款消防費、第10款教育費及び第14款予備費の3款、4つ目として歳入全般、債務負担行為の補正及び地方債の補正、以上4つに区分して質疑を行い、各所管常任委員会へ分割付託とさせていただきたいと思う。

次に、市議第51号 令和2年度伊東市競輪事業特別会計補正予算（第1号）である。補正予算の規模は、35億1,610万8,000円の追加で、補正後の予算規模を218億610万8,000円とするものである。主な補正内容は、歳入において車券の売上げが好調に推移し、当初の見込みを上回ることから車券売上金の増額や、令和元年度決算確定に伴う繰越金を計上するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響により、年度前半の競輪開催が全国的に中止となったことに伴い、場外発売協力金収入を減額するもので、歳出においては、車券売上金の増額に見合う場外車券売上手数料や、勝者投票払戻金などを追加するとともに、一般会計への繰り出しと、競輪事業基金、競輪施設改善基金への積立金の増額や全国競輪施行者協議

会負担金などを追加するものである。常任観光建設委員会への付託をお願いする。

次に、市議第52号 令和2年度伊東市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）である。補正予算の規模は、934万8,000円の追加で、補正後の予算規模を、87億6,219万8,000円とするものである。補正内容は、歳出に、人事異動などに伴う人件費の整理を、歳入は、一般会計繰入金を増額するものである。常任総務委員会への付託をお願いする。

次に、市議第53号 令和2年度伊東市霊園事業特別会計補正予算（第1号）である。補正予算の規模は、647万3,000円の追加で、補正後の予算規模を、3,387万3,000円とするものである。主な補正内容は、歳出において、墓所使用者の墓所返還に伴い還付金を計上するとともに、基金への積立金を追加するもので、歳入では、墓所使用料の増額及び令和元年度決算確定に伴う繰越金などを計上するものである。常任総務委員会への付託をお願いする。

次に、市議第54号 令和2年度伊東市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）である。補正予算の規模は、5億7,973万円の追加で、補正後の予算規模を、85億5,573万円とするものである。主な補正内容は、歳出において、不足が見込まれる各種介護サービス給付費の増額や事業費確定に伴う国県支出金返還金の計上及び保険給付支払準備基金積立金の減額などが主なものであり、歳入においては、給付費の増額に見合う国県支出金や、一般会計繰入金を増額するものである。常任福祉文教委員会への付託をお願いする。

次に、市議第55号 令和2年度伊東市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）である。補正予算の規模は、5,189万円の追加で、補正後の予算規模を、21億8,389万円とするものである。補正内容は、歳出において、広域連合に対する保険料負担金の追加などが主なものであり、歳入では、令和元年度決算確定に伴う繰越金や療養給付費の精算に伴う広域連合からの返納金の計上などが主なものである。常任総務委員会への付託をお願いする。

次に、市議第56号 令和2年度伊東市下水道事業会計補正予算（第2号）である。本補正は、特例的収入及び支出の補正で、令和元年度伊東市下水道事業特別会計の決算額の確定に伴い、地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により、当該事業年度に属する債権及び債務として整理する未収金5,569万1,000円を5,560万円に、未払金3,971万8,000円を5,998万6,000円に改めるものである。常任観光建設委員会への付託をお願いする。

また、条例案及び単行議案の2件を追加提出したい旨の申入れがされている。条例案は、市議第57号 伊東市新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対する傷病手当金の支給に関する条例の一部を改正する条例で、さきの9月定例会において、新型コロナウイルス感染症に感染または感染が疑われる国民健康保険加入の被用者に対する、傷病手当金の支給に関



開庁日前となる11月25日（水）の正午までとさせていただきます。極力早めの通告をいただくよう、ご協力をお願いします。また、質問される議員においては、あらかじめ当局とのヒアリングを経て通告をいただいていることと思うが、質問の趣旨を的確に伝え、的確な答弁が得られるよう、あらかじめ通告の案文を用意して臨んでいただくことを基本とし、議員と当局の双方で内容を確認しながら進めていただくようお願いする。

次に、(6) 会期及び日程についてである。資料8ページ及び9ページをご覧くださいと思う。会期は、11月30日（月）から12月17日（木）までの18日間の提案である。日を追って説明する。11月30日（月）に開会し、会期の決定、特別委員会中間報告の後、人事院勧告に伴う一般職員の期末手当の支給月数の改正を行う市議第33号及び議員発議による条例案の発議第5号の即決をお願いします、翌第2日目の12月1日（火）から一般質問に入る。2日（水）は一般質問の第2日目、3日（木）は一般質問の第3日目、4日（金）は議案審議をお願いします。5日（土）及び6日（日）は休会、7日（月）は、常任観光建設委員会を第2委員会室、常任福祉文教委員会を第1委員会室にて、それぞれ午前10時からの同時開催を、8日（火）は、常任総務委員会を第2委員会室にて午前10時からお願いします、9日（水）、10日（木）及び11日（金）は本会議なし、12日（土）及び13日（日）、は休会、14日（月）及び15日（火）は本会議なし、16日（水）に議会運営委員会、17日（木）を最終本会議とし、委員会付託案件の審査報告、決定及び指定管理の単行議案13件の決定、人事案1件の決定などをお願いします。

次に、(7) その他であるが、まず、新型コロナウイルス感染症への対応については、これまでのとおり、議場の扉を開放しての会議運営とともに、登壇時のみマスク未着用での運用とするのでご了承願う。

次に、第21回静岡県市町対抗駅伝競走大会伊東市代表選手団の出発式についてである。第5日目の12月4日（金）、12時30分に市役所1階市民ロビー西口において、伊東市代表選手団の出発式が執り行われるので、ご案内させていただきます。

以上が、市議会12月定例会の運営案である。よろしくご審議いただくようお願いする。

○委員長（宮崎雅薫君）暫時休憩する。

午前10時59分休憩

---

午前10時59分再開

○委員長（宮崎雅薫君）再開する。

10分間ほど休憩する。

午前11時 1分休憩

午前 11 時 10 分再開

○委員長（宮崎雅薫君）休憩前に引き続き、会議を開く。

まず、(1) 特別委員会中間報告について、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

特別委員会中間報告については、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(2) 議案の付託、即決について、質疑、意見を伺う。発言を許す。

○3番（四宮和彦君）発議案の取扱いだが、質疑、討論は省略し、簡易採決での決定ということだが、こっそり期末手当を下げるだけで終わってしまうなら、あんまり意味がないような気がしないでもない。この辺は何か制定趣旨の説明だとかをきっちりやったほうがいいんじゃないかという気がするが、いかがか。

○事務局長（富士一成君）あくまでも申合せに基づいての説明である。過去に、平成10年であったが、全会一致の提出であったが、市内経済が停滞した際の議案であったので、その辺の説明が必要ではないかということで説明を行った事例もある。この場でご協議いただければと思う。

○委員長（宮崎雅薫君）ただいま、四宮委員から提案があったが、それについて、質疑、意見を伺う。

○6番（重岡秀子君）やはり発議の趣旨を、どなたかが代表で説明したほうが良いと思う。

○事務局長（富士一成君）それでは、そのような扱いとし、趣旨説明をしていただいた後、質疑、討論は省略となり、採決については簡易採決というような取扱いとさせていただく。

○委員長（宮崎雅薫君）ほかに質疑、意見はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

議案の付託、即決については、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(3) 人事案の取扱いについて、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

人事案の取扱いについては、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(4) 請願、陳情の取扱いについて、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

請願、陳情の取扱いについては、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(5) 一般質問について質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

それでは、恐れ入るが、各会派における一般質問の実施者数を順次お知らせ願う。

○1番（青木敬博君）2人。

○2番（長沢 正君）3人。

○3番（四宮和彦君）3人。

○5番（大川勝弘君）2人。

○6番（重岡秀子君）2人。

○委員長（宮崎雅薫君）なお、あらかじめ議長において、内々、会派に所属していない議員に確認をさせていただいたところ、2人実施されるとのことであるので、ただいま伺った各会派の実施人数と合わせ、発言者の人数については、最大14人ということで調整し、決定させていただく。これにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

発言の順序について、事務局長から説明いたさせる。

○事務局長（富士一成君）発言順序を申し上げる。一般質問第1日目、12月1日（火）1番目正風クラブ、2番目清和会、3番目自民・伊東新時代。、4番目正風クラブ2人目、5番目公明党。第2日目、12月2日（水）1番目日本共産党、2番目清和会2人目、3番目自民・伊東新時代。2人目、4番目公明党2人目、5番目日本共産党2人目、第3日目、12月3日（木）1番目清和会3人目、2番目公明党3人目、3番目以降、会派に所属していない議員の1人目及び2人目である。以上である。

○委員長（宮崎雅薫君）一般質問については、1人50分以内、関連質問なしで実施する。また、



[事務局長 意見書案朗読]

以上である。

- 委員長（宮崎雅薫君）次に、公明党から提起された1件の意見書案について、長沢委員から説明をお願いします。資料は12ページになる。
- 2番（長沢 正君）我が会派から提出した、不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書案について説明する。2018年に不妊治療の一つである体外受精で生まれた子供は、5万6,979人となり、前年に続いて過去最高を更新したことが分かった。保険適用外の体外受精や顕微授精は、1回当たり数十万円の費用がかかり、何度も繰り返すことが多いため、不妊治療を行う人々にとっては過重な経済負担になっている場合が多い。この不妊治療を行う人々が今後安心して治療に取り組むことが出来るよう、政府に対して保険適用の拡大を強く求めるものである。よろしくをお願いします。
- 委員長（宮崎雅薫君）提起された意見書案の取扱いについては、最終本会議前日の本委員会において、協議、決定することとなるが、今後の協議、調整に資するため、各会派及び会派に所属していない議員から、順次、全件一括してご意見を伺う。
- 1番（青木敬博君）種苗法についてはまだ、会派で話し合っていないため、最終日前まで保留としたい。公明党提出の意見書案は、問題なしと会派で一致している。
- 2番（長沢 正君）種苗法については今、検討中である。
- 3番（四宮和彦君）種苗法改正のほうであるが、まずは地域の農業者の方々の意向がどうなのかというところを確認した上でないといけないかなと思う。もう一つ、この法案は先日、衆議院を通過した。そうすると、これから意見書として取りまとめて提出しても、慎重な審議を求めるといった意見自体が間に合わないのではないかなと思う。その辺のタイミングの問題から考えると、どうなのかなと思う。  
公明党のほうも、政府の方針としては今後、実施するようなところもあるので、あえてそこをプッシュするもどうなのかなと。反対するものではないが、今、ここで必要なものなのかなというのは再検討させていただきたい。
- 委員長（宮崎雅薫君）種苗法の関係について説明するが、今、四宮委員からもあったが、19日（木）の衆議院本会議で可決された。現在、参議院での審議に入っているというのが現状である。
- 5番（大川勝弘君）種苗法改正のほうについては、会派に持ち帰ってもう一度話合いたいと思う。不妊治療のほうは、賛成である。
- 6番（重岡秀子君）種苗法の改正については、私たちは反対であるが、四宮委員が言ったように、確かにタイミングがどうなのかなというのが気になる。参議院の審議までに間に合うなら出

すべきだと思う。それから、不妊治療のほうは、基本的には問題がないと思う。

- オブザーバー**（田久保眞紀君）種苗法については、ちょっと考えさせていただきたいと思う。タイミングの問題は気になってはいたので、そこも含めて考えさせていただきたい。不妊治療のほうについては賛成させていただく。
- オブザーバー**（仲田佳正君）種苗法についてはもう一度考えさせていただく。不妊治療のほうは賛成する。
- オブザーバー**（鈴木絢子君）同じく、種苗法についてはもう一度考えさせていただく。不妊治療のほうは賛成する。
- オブザーバー**（浅田良弘君）両方とも、もう一度確認させていただく。
- オブザーバー**（石島茂雄君）私の考えとしては、この種苗法、以前の種子法とともに、これを通過させてしまうということは、農業の切り売りという感じがするので、その点において衆議院は通過しているが、一つの抵抗としてこの意見書を提出することは賛成である。公明党の不妊治療についても賛成である。
- 委員長**（宮崎雅薫君）ただいま伺ったところ、各会派及び会派に所属していない議員全員から賛同を得るまでには至っていない。したがって、調整が必要な意見書案について、会派提起の意見書については、提起会派において、意見書の提出を求める陳情については、私、委員長においてそれぞれ各会派及び会派に所属していない議員との調整を進めるとともに、最終本会議前の本委員会において、改めて全会一致に向けた調整を行い、その取扱いについて、協議、決定することとする。

以上で、日程第3、意見書についてを終了する。

---

- 委員長**（宮崎雅薫君）日程第4、その他を議題とする。

(1) 令和2年度議会費12月補正予算についてから(3) その他まで、事務局長から説明いたさせる。

- 事務局長**（富士一成君）その他について申し上げる。

まず、(1) 令和2年度議会費12月補正予算について説明する。資料の13ページをご参照願う。12月定例会にお願いする議会費補正額は、515万9,000円を減額して、補正後の予算規模を2億985万9,000円とするものがある。今回の補正は、人事院勧告に基づく一般職員の期末手当の減額及び4月の人事異動に伴う事務局職員の人件費関係の整理を行うものである。

次に、(2) 伊東市議会新型コロナウイルス等感染症対応マニュアルについてである。資料は14ページからをご参照願う。伊東市議会新型コロナウイルス等感染症対応マニュアルについ

ては、コロナ禍において、議会機能が停止することがないよう、議会での感染症被害を最小限にとどめることを目的に、新型コロナウイルス感染症対策特別委員会にて協議を進め、さきの8月25日の議会運営委員会にて決定いただき、運用してきたところであるが、約3か月が経過し、情勢にも変化が見えてきたことから、特別委員会において内容の見直しを図る中で資料にあるとおり一部改正を行い、議長に報告がされたところである。この場でご確認いただき了承となると、本日から新マニュアルでの運用が開始となる。

最後に、(3) その他であるが、事務局からはない。

以上である。

- 委員長**（宮崎雅薫君）まず、(1) 令和2年度議会費12月補正予算について、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長**（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

令和2年度議会費12月補正予算についてを終了する。

次に、(2) 伊東市議会新型コロナウイルス等感染症対応マニュアルについて、質疑、意見を伺う。発言を許す。

- 議長**（佐山 正君）特別委員会でマニュアルを作り、議会としてもやってきたわけである。それで今回、見直し案を作成したが、その時にも言ったが、先が見えない、今後どうなるかわからない状況であり、そして、ここにきてまた急激に感染者数が増えている。伊東市もそのとおりであり、今日の夕方には、また、4人ぐらいと発表があるのではということである。そういうわけであり、誰がどこでかかるかわからないし、全国では、宮城県では、県議会議員が8人かかったと。市長がかかっている市もある。こういう状況であるので、このコロナウイルスをしっかりと恐れてほしいということで、我々、議会としても、もし、ここで誰かが感染したら、12月定例会もどうなるのかというのを心配している。そういうことで、マニュアルはあるが、それ以上の注意をして生活してほしいと思っている。議会は議会に対処しており、当局は当局で対処しているが、いずれにしても、議会としてはそういうことでしっかりとした対策をしていただければと思う。よろしく願います。

- 事務局長**（富士一成君）市内で感染が広がっており、クラスターも発生している。土曜日と本日の朝も感染症対策会議が開かれている。その中で、市長からも、議員は活動が市外に出たり、市内でも聞き取り等もしているので、慎重な対応をお願いしたいということを伝えてほしいとのことであった。市長も心配をしているので、くれぐれも慎重な対応をお願いしたい。

- オブザーバー**（浅田良弘君）私も特別委員会の委員であるが、10月27日にこの見直し案を検討し、11月4日のウェブ会議で了承されたが、その当初と現時点でかなり状況が変わって

きている。私は特別委員会の時に見直し案に賛成をしたが、実際に状況を勘案する中で、やはりこの議運の中で決定をするというより、若干、様子を見る必要性があるのかなというように思う。私からはそういう意見である。

○委員長（宮崎雅薫君）何か変更をしたほうがいいのかということか。

○オブザーバー（浅田良弘君）変更ではなくて、様子を見たほうがいいのかということである。

○委員長（宮崎雅薫君）この決定をすること自体の様子を見たほうがいいのかということか。

○オブザーバー（浅田良弘君）そういうことである。

○議長（佐山 正君）事務局を通じて、全議員に、十分に注意して行動をとるという通知をさせていただく。マニュアルはマニュアルとして一つの目安ということで、いずれにしても議会からは感染者を出さないということでやっていただければと思う。今日も午後から、来年の伊東駅伝の話合いがあるが、やっていいのか悪いのか、やるのかやらないのか、それでは責任はどうなるのかなど、いろんな問題が出てくると思う。いずれにしても皆さんが心配するのはもつともである。身近な人が感染し始めているので、そこら辺も十分に気をつけていただきたいと思う。

浅田議員の言うように、元のマニュアルに戻すのではなく、マニュアルは改訂したが、その旨をしっかりと理解して注意してほしいということをお願いしたい。

○事務局長（富士一成君）補足をさせていただく。ここでマニュアルは改訂されるが、この改訂自体はそれほど緩和するものではなく、主には文言が訂正されたものであると解釈していたところである。今の浅田議員の意見にもあるように、議長も同様なことを考えており、移動の自粛などに関することについて、各議員に対応をお願いしたいという旨を改めて議長名の文書で通知をしたいということなので、ご理解願いたい。

○オブザーバー（浅田良弘君）分かった。私たちこの5人は議決権がないので、身近な所にも感染者がいるという現状の中で、ぜひとも議長から各議員にしっかりと注意喚起をしていただければと思う。

○委員長（宮崎雅薫君）マニュアルの改訂案というのは、特別委員会の中で協議して、議運では承認するかしないかということであるが、先ほどの意見は特別委員会の中で出せなかったのか。

○オブザーバー（浅田良弘君）見直した時期と、現在とで状況が違った。

○議長（佐山 正君）先ほど局長が言ったように、改訂されても、それほど中身は緩和されたわけではない。なので、マニュアルはマニュアルで、議員の皆さんにはしっかりと意識を高めていただきたい。もう一つは、市外への不要な往来もあるが、今は伊東市内で出ているので、そこら辺も十分に気をつけていただきたい。それと、私の所にも市役所職員が感染したなどのデマも入ってきているが、そういうものもこれから増えてくるかもしれないが、しっかりと対応していただきたい。以上である。

○委員長（宮崎雅薫君）ほかに、質疑、意見はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

伊東市議会新型コロナウイルス等感染症対応マニュアルについては、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(3) その他について、事務局からはないとのことであるが、委員から何かあれば質疑、意見を伺う。発言を許す。

○3番（四宮和彦君）今のマニュアルの件とも関係してくるが、まだ特別委員会自体は存在しているわけである。今後、必要であるならば、特別委員会を招集した上で、マニュアルの見直しをするならば行うということで済むのではないかと思う。そこら辺はまた、委員会の招集をお願いしておきたいと思う。

○議長（佐山 正君）この議運で決められないということならば、特別委員会ということにはなろうかと思う。ただ、内容的にはそんなに緩和しているわけではない。当然、今後はまた特別委員会をやるかと思うが、緊急的にやるのか、そうではないのか、そこら辺はまた委員長に伝えておきたい。

○オブザーバー（浅田良弘君）10月27日の新型コロナウイルス感染症対策特別委員会の中で、持続化給付金の不正受給について、杉本一彦議員から、市議会を受給している人がいるのではないかとの発言があった。その時に、委員長や議長から、議会には調査権がないので、議会の中では調査することができないということで、代表者会議のほうに話を上げるということであったが、そこら辺についてはどうなったか。

特別委員会の要点記録の中に、「代表者会議なりで議長を通して、議会としてどういう対応を取るのかということをやっていただきたいと考えている。」ということに対して、杉本議員が「了解した」という記録がある。

○議長（佐山 正君）杉本議員の質問に対しては、個人の問題であるので議会では扱わないということを示した。

○オブザーバー（浅田良弘君）分かった。ただ、実際に28日付の新聞にその内容が載ってしまっている。それによって議会はどうなっているのだというような心配の声も私の耳には入ってきている。そういった裏取りをしない状況で、記者がどういう気持ちで載せたかは分からないが、この件について、やはり新聞に載った以上は、そういう不正受給をする議員はいないという訂正の記事を載せる必要があると思うが、そこについては、いかがか。

○議長（佐山 正君）新聞記事を見ていないので分からないが、先ほど言ったように、議会では、個人の問題であるので議会としては扱わないということで終わっているはずである。そのニュースソースがどこから流れているのか分からないが、そういうことは関知しないと。それ以上聞かれても分からない。

○オブザーバー（浅田良弘君）一議員が、はっきりした物証がない中で、特別委員会という公の場で発言をされたということは、いささか問題があると思う。要点記録の内容だと、「各議員からしっかりと聞き取りをして、例えば、持続化給付金を受けている、受けていないとか、受けた人は、その対象となる事業は何なのか、あるいは一般の市民の方の申請に当たって代行をしたことがないか。そのようなところが、不正につながっているということで、その辺りをしっかりと調査をし、公開して、一日も早く市民から向けられている疑いを晴らすべきではないか」という記録になっている。そういった発言そのものをしたということも、私からすれば問題であると思う。それについて、議長はどのように考えているか。

○委員長（宮崎雅薫君）暫時休憩する。

午前 11 時 47 分休憩

---

午前 11 時 52 分再開

○委員長（宮崎雅薫君）再開する。

ほかに、質疑、意見はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

以上で日程第4、その他を終了する。

---

○委員長（宮崎雅薫君）以上で日程全部を終了した。

これにて閉会する。

---

○閉会日時 令和2年11月24日（火）午前11時53分（会議時間1時間38分）

---

以上の記録を認める。

令和2年11月24日

委員長 宮崎雅薫